

後期高齢者医療被保険者証  
国民健康保険被保険者証  
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

8月1日から

新しい保険証を使用してください

届いていますか？

7月下旬頃に  
郵送しています。

問い合わせ 保険介護課 ☎2141

国保ミニ知識

①～③の場合、  
必ず届け出が  
必要になります！



① 就職や退職などで、  
保険証が変わった場合

就職して、会社などから保険証を受け取ったら、保険介護課またはお近くの支所に、できるだけ早く届け出てください。届け出がないと、国保に加入したままになり、保険料が掛かり続けることとなります。

また、退職した場合は、会社から資格喪失証明書を渡されますので、証明書の発行日から14日以内に届け出てください。必要な書類などがそ

届け出に必要なもの

国保に加入する場合	社会保険などに加入した場合
①資格喪失証明書（資格の喪失日や喪失した人などを確認するため）	①加入者全員の社会保険等被保険者証（いつの時点で国保以外の保険に加入したかを確認するため）
②印鑑	②印鑑
③身分証明書（免許証、パスポート、住基カードなど）	③国保の保険証

ろっていれば、その場で国保の保険証を発行します。ただし、代理人の場合は、委任状がなければ、郵送になります。

○後期高齢者医療保険に加入している方へ、水色の被保険者証が広島県後期高齢者医療広域連合から郵送されています。

○大竹市国民健康保険（国保）に加入している方へ、薄緑色の被保険者証（保険証）を市から郵送しています。なお、70歳以上の方の保険証には保険証兼高齢受給者証と表示しています。

思わぬ落とし穴を見つけよう

保険証が変わったら、  
すぐに医療機関へ連絡

会社などに就職し、社会保険などに加入したら、加入日を確認し、現在治療を受けている医療機関へ、すぐに連絡しましょう。

社会保険などに加入した後、国保の保険証を使用した場合は、国保で負担できないので、後に自己負担以外の医療費部分を返納していただくこととなります。

こんなときはどうするの？

**Q** 就職して社会保険に加入したけど、すぐに保険証が届かず、仕方なく国保の保険証を使ってしまうかもしれません。この場合も医療費の返納の対象になることがありますか。

**A** 返納の対象になります。こういったときは、事前に会社で社会保険などの加入の証明書を発行してもらうか、医療機関に事情を説明するようにしてください。

保険証が届いていない方

宛先不明で届かなかった場合がありますので、保険介護課にご確認ください。

また紛失などにより保険証をなくした場合は、再交付の手続きが必要ですが、印鑑と免許証など顔写真つきの上、本人確認ができる身分証明書を持参の上、保険介護課またはお近くの支所で手続きを行ってください。

② 会社都合などで職場を  
退職した場合

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などの理由で職場を退職した方の国民健康保険料を、届け出ることで一定期間軽減する制度があります。ハローワークで交付する「雇用保険受給資格者証」、「保険証」、「印鑑」を持参して、保険介護課または支所で手続きをしてください。

③ 交通事故にあった場合

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合、必ず保険介護課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出してください。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え払いをし、あとから加害者に請求します。また、示談をされる場合は、示談の前に必ず保険介護課に相談をしてください。